

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 10月号

(通巻第102号)

関西労働者安全センター 1982.10.20 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 (〒550) 郵便振替口座 大阪 315742 100円



- 全港湾じん肺闘争 労働省が具体的対策提示、新局面へ発展 1
- 労働者住民医療機関連絡会議結成される 3
- シリーズ／マイクロエレクトロニクスと労災職業病(その2) 7
- 前線から(二ユース) 9
- 針灸治療制限闘争 14
- 我々はこのようにして振動病に立ち向った(下) 16
- 全林野大阪地本 金銅正夫
- 85年に労災法改正の動き 19
- 植田マンガン訴訟の勝利を踏まえ マンガン中毒被災者の発見・組織化を! 20

(医) 南労会 松浦診療所 松浦良和

労働省が具体的対策提示

新局面へ発展

全港湾では一昨年来、港湾におけるじん肺問題へのとりくみを本格化し、昨年秋以降、全国の各港において管理区分申請を行うことや、労働省に対しては、港湾労働のじん肺法指定を求めるなど闘いを強めてきたが、今年十月に入り情勢が大きく前進した。これらにつき全港湾大阪支部安全衛生委員会より報告を受けたので以下掲載する。

じん肺審議会じん肺作業部会、作業環境医学的調査実施を決定(10月12日)

調査は、①港湾荷役作業の概要②港湾労働者の職種及び主な作業内容③粉じんにかかる作業環境測定④じん肺健診などの事項について行なわれる。調査対象貨物は、鉱産品、化学工業品、穀物のバラ物であり、化学工業品においてはセメ

ント（場合によつては袋物も対象にする）を対象とし、穀物においては混入している土砂等の無機性粉じんを対象としている。石綿は原則としてじん肺法が適用されることとなり今回も調査からは除かれている。

は五八年度に選定される港と合わせて五八年度の予算で実施される。抽出調査になるが、全部で八つの港で実施される予定である。

このようにじん肺審議会の調査は大がかりなものであり、土砂等を対象とするとはいえ穀物も調査対象としたこと、船内及び沿岸作業も調査対象としたことなど全港湾の主張をかなり取り入れたものである。じん

る。

これらの調査は、五七年度、五八年度の二度にかけて行なわれ、五七年度については、横浜、小名浜、新潟、清水の四港で上記の貨物と作業について調査が行なわれる。

五八年度の調査対象港は、五七年度と同じく四港ほど選定される見通しがある。また、医学的調査は、作業環境測定が実施される港の労働者を対象に行なわれるが、五七年度は小名浜港（労働者三〇〇名程度）で実施され、横浜、新潟、清水について

港湾荷役作業を粉じん作業として規定するかどうかの結論を出すことにしている。

足がかりにし、更に現場における予防対策、健康管理体制を強化しながら、港湾における粉じん障害の実態を明らかにしていかねばならない。

**全港湾大阪支部安全衛生委
じん肺闘争を大阪港湾労働組合
協議会に提起することを決定**

大阪労基局 日米港運分会 二名についてじん肺管理区分を決定

大阪港においては、全国の港の仲間とともに十五名のじん肺申請を提出していたが、十月十二日付でまず二名が決定されたものであり、一名は管理3のイ、他の一名は管理2（肺結核の合併症として労災認定）であった。我々の主張がそのまま通った形である。他の十三名については引き続き職歴調査が行なわれる予定であり、局の対応を見守っているところである。

局はじめん肺法施行規則別表の9号（セメント、ライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素材料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積みおろす場所における作業）を中心にして調査を行つたといつて

いるが、我々はこの管理区分決定を

昭和57年度の調査対象港湾

候補港湾名	主な調査候補貨物	調査対象作業
横浜	穀物（撒）、石灰（シルポートを除く）その他金属性鉱	船内（鉱石専用船以外の作業に限る、以下同じ） 沿岸及びはしけ（水切り）
小名浜	石灰（シルポートを除く）、セメント（撒）、リン鉱石	船内及び沿岸
新潟	リン鉱石、その他金属鉱	船内及び沿岸
清水	その他金属鉱、穀物（撒）	船内及び沿岸

全港湾大阪支部安全衛生委
じん肺闘争を大阪港湾労働組合
協議会に提起することを決定

港湾におけるじん肺闘争は全国の港湾労働者全ての問題である。安全衛生委員会は労働省の調査対象港湾として大阪港を決定するよう働きかけるとともに、大港労協としてじん肺闘争にとりくむよう積極的に働きかけていくことを決定した。十月二八日～三〇日において八二港湾シンボシウムがおこなわれるので、まずその場で大いに議論されるよう問題提起していくことになった。全国の港湾労働者が産別闘争としてじん肺闘争にとりくんでいくよう先頭にたつて頑張つていく決意である。

労働者住民医療機関

連絡会議が

正式発足!

題を中心とした交流は、これら医療機関相互の信頼関係を増大した。そして八一年後半から始まつた労働省の針灸治療制限攻撃に対する反撃が全国組織結成の引き金となつたとも言えるだろう。

九月二十五日、大阪市港区の市立港区民センターにおいて「労働者住民医療機関連絡会議」の結成総会が開催され、全国の医療機関より代表六十名が参加し、会の規約、設立趣意書、及び会の運動方針ともいえる「基調報告」についてそれぞれ確認することによって、同連絡会議は正式に発足した。そして初代議長には、神奈川県労働者医生協・港町診療所長一 天明佳臣氏が選出された。

労災職業病闘争を担う地域の安全

センターと、共に活動している医療機関の間ににおける交流と共同行動はここ二、三年急速に強まってきており、七八年に発足した職業病認定問題に関する全国連絡会議が、八一年十一月には全国労災職業病連絡会へと発展的に改称した。そしてこの中で、医療機関独自の連絡、交流の必要性が認識されてきたが、この動きを大きく促進する契機となつたのが、八〇年六月の健保点数の大幅改訂問題である。事務レベルによる経営問

題として、①目的を同じくする医療機関、医療従事者、医系学生相互の交流と連帯を深める、②広はんな医療機関や医療従事者、医系学生に、私達のめざす医療活動や医療運動への参加を呼びかける、③私達と同じ目的のために、医療機関を建設しようとしている人々に対する援助協力をを行う、と三つの問題が提起されているが、同連絡会議の今後の飛躍的

対して、我々も含め、労災職業病戦線は全面的な支援協力を行つてい

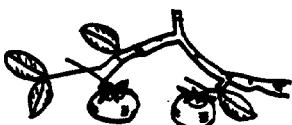
かねばならないだろう。また労住医連の発展は、先に述べた全国労職連の充実など、労災闘争の全国的な共同行動の前進にも大いに支えとなることは明らかであり、内実のある労災闘争の全国組織形成に向けて今後一層奮闘すべきであろう。

ん肺、振動病、マンガン中毒調査のとりくみ経過等々と次々に地域におけるとりくみの報告が行なわれた。その後、一般討論に入つたが、基調報告に対する意見、労住医連の具体的活動に対する要望、等が相次いで提出され、新組織に対する期待と関心の高さを示すものであつた。

高まる連絡会議への期待

第二回労働者住民医療運動 交流会開催

翌二六日には、前日結成された労住医連の主催による第一回全国労働者住民医療運動交流会が港区民センターにおいて開催され、全国各地から一〇〇名をこえる医療関係者、労働組合、地域安全センター活動家等が結集した。天明議長のあいさつ、来賓のあいさつ、松浦事務局長の基調報告と続き、その後、高知より振動病と脳血せん労災認定闘争の経過、大分より出稼労災と被災者の雇用確保問題、新居浜からは伊予地域のじ



労働者住民医療機関連絡会議(準)機関誌

(季刊)

労働者住民医療

◆年間購読料 2000円

連絡先 大阪市港区弁天2-1-30 医療法人南労会松浦診療所内
TEL (06) 574-8010

◎大阪労働金庫 大正支店 普通預金 口座番号 2042604-013

◎三和銀行 築港支店 普通預金 口座番号 313900

◎郵便振替 口座番号 大阪6-26064

名 儀 労働者住民医療機関連絡会議
事務局長 松浦良和

で労働者・住民の手による医療機関が次々と建設されてきました。そこでは資本や行政に対する闘いとともに、職場や地域での予防衛生や健診活動等が取り組まれており、このような実践活動を通じてこれら医療機関相互の連帯と協力体制が作り上げられてきました。

私達は、私達以外にも全国各地で労働者・住民の立場に立った地道な医療実践を続けている多くの医療従事者が存在することを知っています。残念ながらこれらの人々や医療機関相互の連絡は皆無に等しく、孤立分散化しているのが現状であり、今の学生達にもその成果は全く知らされていないし、また知らせる努力もほとんどなされていません。私達は、これまでの労災職業病に対する闘いを通じて作りあげられてきた医療機関相互の連帯・協力体制を一層強化発展させると共に、労働者・住民の命と健康を守るために活動しているより広汎な医療従事者や医療機関が労働者住民医療機関連絡会議に結集されることを呼びかけます。

主 要 役 員

議 長 天明 臣（神奈川県労働者医療生協）
副議長 五島 正規（四国労働病院）
〃 柳樂 翼（大分県労働者医療生協）
事務局長 松浦 良和（松浦診療所）

労災認定基準の批判

—労災職業病公害と闘う関西研究者交流会の
三年間の活動—

関 西 研 究 者 交 流 会 共 編
京大・阪大労災職業病研究会

A5判 261ページ 頒価 1500円 送料 300円(冊数に関わりなく)
►安全センターで取り扱っています。

労働者住民医療機関連絡会議

設立趣意書

全国各地で労働者・住民の立場に立つ医療を実践している多くの医療機関、医療従事者、医系学生の方々に、私達は、共に労働者住民医療機関連絡会議の結成に参加されることを呼びかけます。

私達はこれまで全国各地の都市や農村で、働く人々や地域住民の命と健康を守る闘い、とりわけ労働災害、職業病、公害、薬害等に対する闘いを、地域の労働組合や中小未組織労働者、被災者、住民と結合して取組んできました。言うまでもなく、現在日本の医療をとりまく情勢は一層の矛盾と混乱を深めつつあり、政府の医療政策も大きな転換期に直面しています。日本の政府・独占資本は、1960年代からの高度経済成長政策により、極端な工業優先政策をとり、農林漁業を破壊し産業合理化、労働強化を徹底的におし進めてきました。その結果、職場においては労働者の人間性を無視した管理抑圧、人権侵害と共に、労働災害・職業病の激増をもたらし、地域においては人口の都市集中に伴う農山漁村の崩壊、過疎化、無医村化と都市部での急速な生活環境の悪化をもたらし、公害や各種の健康障害の激発をも招くに至っています。このような矛盾の拡大深化に対し、既存の大学や研究機関等はこれらの矛盾の解決のために何ら有効な役割を果せなかっただけではなく、一部の医者・研究者は政府・独占資本の意をうけて公害・労災職業病等の発生やその原因を隠蔽し、労働者住民を抑圧する役割さえ果してきました。とりわけ近年、医学・医療そのものが資本主義の利潤追求の道具とされ、医療産業への大独占資本の進出が強まり、薬づけ検査づけ医療が横行し、薬害・医療被害の激発をもたらしています。1965年以降全国の大学に燎原の火の如く拡大した青年医師連合や医学生・看学生等の闘いは、このような医学・医療の矛盾をえぐり出すと共に、政府・独占資本に奉仕してきた大学の医局構座制の打破を目指しました。しかし国家権力と一体となった大学当局の弾圧により後退を余儀なくされ、先頭に立った人々の多くは、大学当局と自ら絶縁し各地に散り、地を這うような努力をしながらそれぞれの理想とする医療を実践の中から切開いてきました。その中から公害・薬害・医療被害告発の闘いや、精神医療での闘いなどが取り組まれてきました。またこうした闘いの中で青年医師・青年看護婦とその他の若手の医療従事者達は、働く人々の命と健康を守る闘いで古くから活動してきた高年の医療従事者や壮年の医療従事者とも出会い、相互に協力しあう中からおたがいの目的が共通であることを確認するようになりました。

私達は、現在の医療矛盾と闘い、労働者・住民の命と健康を守ってゆくためには、医療従事者と労働者・住民とがしっかりと手を結び力を合わせて、働く者のための働く者自身の手になる医療を創造する実践活動を積み重ねてゆくことが極めて重要だと考えてきました。このような活動の中から、全国各地

マイクロレンジトロニクスと

労災職業病

(その2)

「ルーパー」 とは

一九四六年、ほんの三〇年ばかり前に作られた世界最初のコンピュータ

ENIACは、一万八千本の真空管を使い、長さが三〇メートル、重さが十トンという巨大なものだったが、半導体技術の日進月歩の発達により、今では同じような機能がLSIと呼ばれる小指の先程のマイコンチップに縮められている。しかも性能は比較にならぬほどすぐれている。ここ数年の技術開発はその加速度を更に倍化し、MC

ブームをまきおこすに十分な力となつていてる。

コンピュータとはそもそも全く単純なしくみになつてゐる。電流を通すか通さないか、ONとOFFの判断を論理回路で組合せ、複雑な判断をする。ONとOFFの一判断を一ビットと言ひ、これだけで一判断と言うわけだ。この判断を例えれば四つつなげば二の四乗ということになつて十六の種別ができることになる。そのように、一つの判断をする回路をずっとつなげば、いくらでも複雑な判断もできるといふわけである。その回路の論理設計さえうまくやればかなりのことができることになる。(近頃の中学校や高校の数学の教科書に出てくる論理数学に新しいもの)

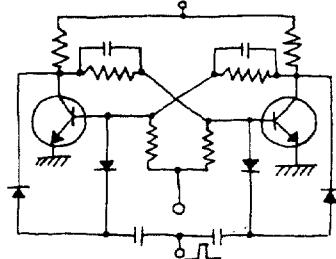
そして、このような回路を数十万乗せたものが小指の先の大ささになるというのだから、マイコンブームもわかるうというものである。

さてこのチップが色々な機械に応用されると強大な力を發揮する。人間の労働は、その動作を分解することができ、それをマイコンチップで電流のON・OFFに変えおぼえこませれば、

ロボットになるし、複雑な事務計算等も平気でいくらでもこなせる。これまで人間でなくてはできないと思われる

ような様々な情報を駆使する判断も、やがてコンピュータにまかせることができると言われている。そもそも、人間の神経も電流のONとOFFでなつており、ただ今のところそれがマイコンチップの集合体以上に上等なだけなのである。

このようにLSIの開発で安く便利で何でもできるコンピュータとなつたわけだが、そのための「使い方」の発展も目ざましい。それをソフトウェアといふ。コンピュータはその回路で判断、記憶ができるだけで、その



この回路でONとOFF(0か1)をひとつ記憶、マイコンチップにこれが何十万と乗っている。

の目的にあわせいろいろな「言語」が開発されている。その言語を使ってコンピュータの作業を命令するプログラムを作製するわけだ。ただ、コンピュータを少しでも扱つた人ならわかるはずだが、プログラムは機械との言

ままではどうにもならない。何より人間が命令できなければ役に立たない。しかも特定の人でなく、できる限り誰にでもある。そのためにはONとOFFは、その組合せで人間にわかりやすい言葉に置きかえられる。それをコンピュータの「言語」といい、それぞれ

語上の約束ごとをきっちり守つていなければならぬ。例えば、作製したプログラムの中で一つのコンマが抜けていれば、コンピュータはエラーのサインを出すだけで動いてくれない。人間と機械のマッチはまだまだあるといふわけだ。

ただそうした生産性向上運動の中に、具体的なコンピュータ化の視点をどうに入れていくのかが唯一の問題となるのである。のために、小さいながらもプログラミングのできるポートコンピュータが職場に回されたりする。

工場に進む ME化の波

さて、ME化の進行に従つて労働者はいやでもコンピュータと対面せねばならなくなつてきてている。工場での労働は、これまでの機械にマイコンが組込まれた新種の機械相手のものとなる。そして、その導入にあたつては、生産性向上、QCサークル等の企業の運動の中すでに受け入れ安い基礎ができあがつている。つまり、労働を動作ごとに分析しムダをなくしたりする作業は、能率よくコンピュータ化するためになくてはならぬ作業である。

(つづく)

前線から

機関誌拡大の成績踏え

大阪面

盛大に

100号記念祝賀会

九月二二四日、ことは、このこと自体安全
安全センターセンターの運動が時代の要

また、八月二一日より開始された機関誌拡大運動につ
いての中間発表も行い、当
日段階で三一一冊増、現在も順調に前進中との事務局

請を受けとめながら数多く
の人々に支持されてきたこと
との証もあり、大いに自信をもつて今後の難題に逃
れることができた。

長報告に拍手がわいた。そ
して、大きな成果を挙げた
役員からの報告も相次いで
行われた。

祝賀会はカラオケも混じ
えて和気合あいとその後続
けられたが、センター発足
十周年を来年に控え、極めて有意義な催しであったと
確信している。

南大阪

熱烈大盛祝賀会開催

じん肺調査実施決定!

演がおこなわれた。

午後からは、今年度の報告と方針討議に移り、港湾労働者の定年後の平均寿命が二年しかないという実態をふまえ、特にガンなどを中心にした健康管理対策を

が参加、盛大に一〇〇号発刊を祝うとともに、これまでの厳しい道のりを共にふりかえった。山本議長のあいさつにも述べられたように、この種の冊子が一〇〇

部安全衛生委員会の総会が開かれた。

午前中は来賓等のあいさつがあったが、中央本部よ

りかけつけた伊藤氏からはの足達医師から「肝臓障害とアルコール」と題して講

て、大阪全通会館において祝賀会を開催し、会員団体、賛助会員を中心に約七〇名

病」一〇〇号発刊を記念し
一は機関誌「関西労災職業

が参加、盛大に一〇〇号発刊を祝うとともに、これまでの厳しい道のりを共にふりかえった。山本議長のあいさつにも述べられたように、この種の冊子が一〇〇

りかけつけた伊藤氏からはの足達医師から「肝臓障害とアルコール」と題して講

て、大阪全通会館において祝賀会を開催し、会員団体、賛助会員を中心に約七〇名

病」一〇〇号発刊を記念し
一は機関誌「関西労災職業

が参加、盛大に一〇〇号発刊を祝うとともに、これまでの厳しい道のりを共にふりかえった。山本議長のあいさつにも述べられたように、この種の冊子が一〇〇

りかけつけた伊藤氏からはの足達医師から「肝臓障害とアルコール」と題して講

京都

会社倒産下の急性心不全 正式に労災認定

全金昭和起重機支部

で、多くの倒産職場で闘い、
続けていた労働者にとって
はもちろんのこと、大いに
評価できるものであろう。

より高血圧症があり、

ツトホームにて、急性心不全にて死亡した稻葉喜代志氏（当時五六歳）の問題につき、その遺族に遺族補償の支払を行う認定を行つた。この問題については当機関誌にても既に報告したように、今年六月段階にて一度は「業務外」の見解が同署より示されていたが、同支部を中心として全金京滋地本、安全センターとの三者協力によつて再交渉を行ひ抜本的な見直しを求めてい

十月十九日、全金協和精工支部の組合員柏木氏の急性心不全死に關する職場調査が行われた。当日は、当該支部、全金東成・生野ブロック、全金オーシマ支部、松浦診療所医師、関西労働

柏木氏の働いていた職場の実態調査を中心に行つた。

当日は、会社内の全職場を調査し、柏木氏の労災を裏づける事実もいくつか発見された。柏木氏の死亡について、高血圧症等の病気を知りながら配転させ、勤働させていた会社の健康管理に対する責任も大きく、対しても追及していくこと

東大阪

組合員の急性心不全死
地域・専門家が職場調査

地域・専門家が職場調査 ・全金協和精工支部

当日は、会社内の全職場を調査し、柏木氏の労災を裏づける事実もいくつか発見された。柏木氏の死亡に

西大阪

9/30 大衆抗議行動で…

「業務外」見解を完全白紙撤回

・全金ニッコー金属支部・

九月三〇日、全金ニッコ 被災直前に導入された看板
ー金属支部を中心として、 方式の実態、及び署の基本
全金西ブロック、総評西淀 姿勢についての見解を強く
地協、安全センターの各々 求めたのである。署側は、
から参加した六〇名の労働 平野氏の時間外労働は三六
者は、西野田労基署に対し 協定を大幅にオーバーして
て、九月三日に同署が示し とが大衆的に明らかにされ
た「平野氏の脳卒中は業務 上とは判断できない」とい
う見解を完全に撤回すること 及び早急に労災として認
定するよう要求した。

交渉にあたり、我々は全 金大阪地本、同ニッコー支
部、総評西淀地協、安全セ
ンター四者連名による質問
状を提出、被災者が従前行
ついていた時間外労働の評価、
手)の講演会を「職場がコ

おり、同社においては極めて過重であること、及び、被災者の立場に立った行政運営という点は認めたものの、看板方式の導入については、導入の有無、その影響とともに確答を避け、交渉は粉糾した。次々に具体的に示される看板導入の根拠に前署側は全く対応できず、沈黙すること一時間、

月八日には西ブロックの動員が行われるなど除々につまりつつあり、十月二二日には三度大動員で署を追いつこんでいくことが決定されている。

此花

此花会館にて初の講演会

「職場がコンピュータに侵略される」

習会を重ねてあり、当初コンピューターとは何か、といふ問題から入り、そしてコンピューター、産業ロボットの導入は労働者にどのような影響を及ぼすか、合理化はもちろん、人間関係

十月八日、此花会館にお いて、此花労働者センターと題して開催した。此花センターでは、今年主催で嵯峨一郎氏(東大助 手)の講演会を「職場がコ

当初よりコンピューター学を行ってきた。その中間的

る中で、署次長が「前回の見解は白紙撤回し、一から考え直す」と確認して当日の行動を終了したのである。

その後も支部を中心に連

まとめとして今回の講演会を企画したものである。

当日は、約七〇名の参加があり、この問題に対する関心の高さを示した。まず

実際にコンピューターが導入されている金、市職の労働者から職場の実態、及びその問題点の報告がなされた。

次いで、嵯峨氏の講演では、ロボット導入による職場の人間関係の破壊に

対しどう対処していくのかという点につき、これまでのように職場の既得権を防衛する闘いだけでは不十分であり、職場の人間関係のあり方を、その組織形態を、積極的に構想しつくりしていく視点が必要ではないか、等々が話された。

最後に、質疑応答を行い、多くの人たちからいろいろな意見が出され、盛況のうちに講演会を終えた。

主化、申請手続の簡素化、

大阪

保母の頸肩腕障害とりくみ強化へ！



十月十九日、大阪西区民センターホールにおいて、大阪市職労民生局支部第三回定期大会が開催された。

決定された。

同支部が今年春に安全センター入会ということを踏え、当センターから初めて事務局長が来賓として参加、連帯のあいさつを行った。

安全センターでも同支部と共同で現在一名の保母労働者の頸肩腕障害の公務災害認定申請のとりくみを始めた。十一月には申請が予定される段階まで来て

「行革」人勧凍結といふ厳しい状勢を受けての大会でもあり、全体に緊迫した雰囲気の中で進行したが、

が通じて本格的な連携を今後同支部との間で築き上げていく必要がある。

スライド

30分 65コマ

隠された原発被曝

岩佐訴訟

写真協力：樋口健二 ナレーター：河東けい 制作：岩佐訴訟を支援する会
貸し出し、販売は安全センターへ御連絡下さい

九月の新聞記事から

短信

原発被曝裁判山石佐訴訟控訴審法廷(オワ回)は

大阪高裁二〇二号法廷で十一月十六日(火)午後二時より

内容……原告側証人田代実医師に対する日本原電側の反対尋問

- | | | |
|-----|--------------------------------------|--|
| 九・一 | スモン認定患者病氣を苦に入水自殺
(西淀川区) | 九・一八 日航機、上海空港で暴走、土手に激突し乗客二四人負傷 |
| 九・二 | 北炭夕張事故の遺族、国などを相手どり損害請求訴訟を起こす(札幌地裁) | 九・二一 発がん性、毒性物質を含む除草剤「CNP」が琵琶湖を汚染し魚の体内に蓄積していることを発表(京大助手ら調査) |
| 九・三 | 国鉄が運転手、車掌などを対象に定期適性検査の復活を決める | 九・二五 阪大で「流行性出血熱」発病、医学部助手一人に感染し入院していたことが判明 |
| 九・四 | 水俣裁判・二審も会社側有罪一チツソ元社長、工場長の控訴棄却(福岡高裁) | 九・二六 八幡労基署、新日鐵八幡の「引き継ぎ残業を労働時間と認め同社を指導 |
| 九・五 | ムチ打ち症のタクシー運転手、乗客を道連れに自殺をはかる(吹田市) | 九・二七 婦人パート労働者の労災死に企業が賠償(京都地裁、和解成立) |
| 九・六 | 修理中のし尿処理船で爆発事故、船員一人即死(大阪港) | 九・二八 吹田にある住友特殊金属で水素ガス爆発 |
| 九・七 | 修理中のタンカーで火災、作業員六人焼死、八人重傷(広島県、石橋ドック) | 九・二九 「未熟児縫膜症訴訟」で一審判決をくつがえし病院の過失を認める逆転判決を下す(名古屋高裁) |
| 九・八 | 東区にあるミドリ十字、「人工血液」を重症患者に生体実験していたことが判明 | |

年末・年始にかけ全国的な大反響を!

医学的根拠のない
一年打ち切り

七月通達実施以来、全国各地で反対運動は拡がり、地方労基局との交渉も精力的に行われているが、東京労基局にみられるように、交渉の中で納得する説明ができず、通達厳守の命令を守るために居直りの姿勢すらみせている局が出てきた。我々は、こうした地方局の居直りを断固粉碎し、地方局を徹底して追いつめていく。

労働省は二〇〇〇人の
被災者切り捨てをねらつてゐる

ある。これをみると、三七五通達の本質、労働省の意図が被災労働者の打切りにあることは余りにも明白である。

労働省は三七五通達により、針灸の治療効果、併用治療の必要性を認め、おきながら、治療期間の一年打切りだけは絶対に譲ろうとしていない。本来であれば、治療期間は、被災者の症状経過に応じ主治医、あるいは針灸師の判断にまかされてしかるべきだが、これを行政権力をもつて画一的に打切ろうとしているのである。

しかし、この一年で打切ることについては何らの根拠ももつていない。労働省が根拠として主張しているのは、①健保が六ヶ月打切りであること、五六午十二月五日現在で、六ヶ月以上針灸治療を受けている被災労働者は一八〇五人にのぼっている。従って、三七五通達の実施により、新たに針灸治療を始めた被災者を含め少くとも二〇〇〇人以上の被災労働者が来年三月には針灸治療を打切られることになる。労働省は、二〇〇〇人の被災者切捨てをねらつてゐるのである。

三七五通達によれば、初療から一年の時点で一般医療だけにするのか、針灸治療だけにするのか選択を迫られることになる。実質的に針灸治療の打切りである。

しかし、この一年で打切ることには、①健保が六ヶ月打切りであること、②専門家会議の意見のわずか二つである。しかも、①については、健保は一般医療との併用は禁止され、針灸のみの治療効果の期間としての六ヶ月であり、併用治療を認めた三七五通達での一年打切りの根拠とはなりえない。②については、昨年末より労働省が十人の臨床医を集めて意見を聞いていた専門家のことをあるが、これらの医師の氏名す

十月七日、東京地評が主催した基準局交渉において、以前地評が出された質問状に局側は全く答えることが

ら明らかでなく、どのような資料をもとにして意見を出しているのかもわからぬ全く不透明な「専門家」達である。大分労基局で、通達の根拠を示せとの追及に、局側が専門家会議の話を出し、その結論を明らかにすると約束したにも関わらず、後日労働省から断わられたといふことがあつた。「専門家会議」の意見なるものは対外的には出すことのできない、全く無責任なものである。このように、行政的に一年で打切ることには何らの根拠をもたないため、命令を受けた地方労基局では、反対闘争の鋭い追及に返答に窮し、居直るしか手段がないのである。

東京基準局の居直り

目にあまる

無数にある二年以上の治療で軽快した例

東京基準局の居直りは、大衆的力で徹底して粉碎していくしかねばならぬ。

治療として認めてきたではないかとの追及には、「これまでズボラにやつてきた」と居直り、「今後、仮に主治医が必要だとしても療養とは認めないので、針灸が打切られたら「治癒」として扱う」とくり返すのみであった。更に、針灸治療を続けながらリハビリ就労をしている被災者に対し、「針灸治療と職場復帰は關係ありませんよ」とうそぶく始末であつた。

過去十年間をみても局は針灸を医療として認めてきたではないかとの追及には、「これまでズボラにやつてきた」と居直り、「今後、仮に主治医が必要だとしても療養とは認めないので、針灸が打切られたら「治癒」として扱う」とくり返すのみであった。更に、針灸治療を続けながらリハビリ就労をしている被災者に対し、「針灸治療と職場復帰は關係ありませんよ」とうそぶく始末であつた。

できず、針灸治療の効果を全面否定し、居直るという姿勢をみせた。

表は、大阪労金労組においてケイワン症で針灸治療をしている労働者の治療実態であるが、二年以上治療して、治癒あるいは軽減している労働者が十九人の内十三人もいる。また、十九人すべてが、就労しながら治療するところまで快復してきていく。労働省は、このように一年以上続ければ治る可能性のある被災者をも画一的に治療打

三七五通達の一年打切りの根拠は全くない。それに対して、現実には

	2年以内	2~3年	3年以上	合計
治癒(ほぼ治癒)	3	2	5	10
軽減	0	1	5	6
不变	1	1	1	3

我々はこのようにして振動病に立ち向かった

(下)

全林野大阪地本

金銅正夫

画一的補償打切りは絶対に認めない

切りをしてこうとしているのである。

今年五月二十五日、労働大臣との交渉の席で、倉橋審議官は、「いろいろ

ろな問題については実施する中で改善していく」と述べているが、根本の問題は、画一的に一年で打切ることである。我々は全国各地から様々な事例をもつて労働省にこのことを認識させ、画一的な打切りを撤回させていかなくてはならない。

兵庫では、リハビリ就労しながら針灸を続けている被災者の問題、じん肺、有機浴剤中毒など針灸治療を

局側は具体例をもつて本省と協議したいと表明している。

全国各地から、具体的な事例を労働省にあげ、画一的補償打切りを阻止し、被災者の療養実態に側した治療権確保のため奮闘しよう。

「汗を流した金がほしい」

白ろう病被災者の自殺

そのような経過をたどるなかで、私達も白ろう病で死ぬということまでは考えていませんでした。しかし、

すと「毎朝、空が白みかけると目がさめる。今朝も生きていたか、日夜病める身のみじめさ、いつの日か汗を流して働ける日があるのか。汗を流した金が欲しい、稼いだ金は尊いまだ使いはできないだろう」という遺書を残して振動病に苦しんで自殺をしたのです。

実は昭和五〇年に九州の屋久島で木を切っていた労働者が死亡しました。これは死亡というよりも自殺といつたほうがいいと思うのですが、この人が遺書を書いて死んだのです。どういうことが書いてあるかと言いま

やめれば増悪する疾病をもつ被災者の問題が局交渉のテーブルにもち出され、治療継続の必要性を局側に迫っている。

しました。緊急避難といいますか、やむにやまれずそういう闘争をやつたわけです。これは結局林野庁の責任ではないということに終りましたが、その後裁判闘争を開いて、現

在大阪地本、高知を含めて六地本九八名で裁判闘争を行っています。

更には、この時の昭和五〇年の笹さんの自殺を契機にして、全林野が認定者の訴えを集約して「この痛みを知れ」という本にまとめました。

この本は認定者の人達の非常に痛ましい切実な振動病の苦痛に対する訴えを集録したもので、実際に発行部数は六〇〇〇をこえる部数になりました。振動病だけに限らず、ケイワ、腰痛なども含めてかなり多くの単産から要請もあって今まで出してきた経過があります。そして、この本の第二段として映像としてまとめたのが映画「この痛みを知れ」です。この映画は振動病の疾病問題を主体としたものではなく、運動的にとらえていたものです。特に民間林業労働者は組織がないので、振動病のたれ

省、厚生省政府当局が一体となつて攻撃をかけている実態があり、映画はその状況を詳しく描き出しています。

労働省の治療制限

民間のヤマハ暴動寸前に

在大阪地本、高知を含めて六地本九

八名で裁判闘争を行っています。

更には、この時の昭和五〇年の笹

さんとの白殺を契機にして、全林野はこうした未組織化にけんめいになっています。

この後、全林野はこうした未組織化にけんめいになっています。しかし、民間林業労働者の場合は事態は深刻です。労災保険の赤字が昭和五四年度で約四〇〇億円、そのうち林業関係だけで二〇〇億円あり、このまま推移すると実に事業者の労災保険負担が千分の三〇をこえるという状況です。これほど振動病なり

未組織のところでそういうことをやるわけですから、メシが食えなくなるわけで暴動寸前までできています。振動病で白殺をしなければならぬほど苦しめられ、やがてはその治療さえ打ち切られる、そうなれば賃金のかわりの休業補償も打ち切られるということで生活ができない。

さりとて山に行って働くわけにはいかない、食えないからどうぼうに入る。こういったことで暴動が起きるというところまで今きているのです。この現実をほっておくわけにはいかないわけで、全林野はそのところに手をかけ、組織化にけんめいになつていることを報告しておきます。

針灸治療をやっているわけですが、こうした治療制限、打ち切りというものをいろいろ出してきて、いたるところでトラブルが発生している状況です。

被災者と健全者との

分断は絶対に避けねばならない

最後であります、この映画を見るにあたつて是非とも皆さん方の職場で御検討いただきたいことを話したいと思います。全林野の二〇年にわたる闘争の経過をふまえて、これだけは自信をもつていえるのではないかという点ですが、御参考になれば幸いです。

労災職業病闘争の前進、被災労働者を暖かく包むのは健全者以外にないということです。被災労働者が自ら闘うのももちろんのことですが、本当は健全者が先頭にたつて被災労働者を暖かく包んで闘わない限り労災職業病闘争の前進はありえないと思つています。このことは全林野の二〇年の闘争の中でもやといふほど経験させられました。ある時には分裂もしましたが、分裂の結果何が残つたかといいますと、分裂をした分

会なり職場は認定闘争がありません。史があると思っています。

振動病にかかった労働者が認定されないわけですから、職場を去つてやめていかなければならぬ。やめて

も次の職場で振動病の患者だとレッテルをはらされているわけですから雇用されないという苦い経験があります。やがては闘う全林野に復帰をするということで、大量の分裂で逃げていった人がまた復帰をして今は認定して治療されていますけれど、そ

ういう苦い経験の中から言つているわけです。

このように分裂をするところは必ず被災労働者だけが闘い、そして被災労働者のところだけに当局の攻撃が集中するために、健全者と被災労働者が分断され分割をする。分裂の結果は先ほど言つたように職場をやめなければならない、健全者からやめさせられるということになります。このような痛しい、悲しいことも経験していますから、そのあたりを全林野は肝に命じて反省をし、そして今日の全林野の闘いの歴

前進というのはやはり労働者を理解する医師が必要です。先ほどいいましたように医師の中には御用学者か

ら労働者に味方する医師まで様々なのですから、労働者といふことを

本当に理解をする医師との共闘がなかつたら、これまた職業病闘争は前進しないと思います。つまり、医学者として医学的見地から労働者に対する指導、提言はもちろんのこと、それだけに限らず運動の分野、場合によつてはもたもたする労働組合に對してストライキをやらないような組合は労働組合たりえないといふこれまで提起するような医師との連携なくして職業病闘争の前進はありません。その点も含めて、職場でどんどん議論していくべきだと思います。また、医師の問題については、映画の中で五島医師が提起すると思いますので参考のために見て致きたいと思います。

昭和五六年労災保険法改正の動き

「使用者の不服申立権」を目論む資本

去る九月十六日、労災保険基本問題懇談会が開かれ、労使双方より法改正に向けて具体的な検討項目が出された。

九月十六日に開かれた第二回会議で、使用者側は次のような具体的な改正要求を提出している。

①労働福祉事業の抜本的見直し

労災保険基本懇は、昭和六〇年からの実施をメドに労災保険制度の改正を検討するために労災保険審議会の中に設置されたもので、今年七月七日に初会合を行つた。労災年金と民事損害賠償金との調整規定が導入された五五年の法改悪から二年ぶりに開かれたもので、座長が隅谷から有泉に変わったなど、メンバーがかなり変わつてのスタートになつた。

②使用者の不服申立制度の創設

未払賃金の立替払い制度を整理する等合理化を図ること

使用者の不服申立ての途を開くよう制度化を図ること

③年金給付と他の公的年金との併給調査

労災保険の年金給付と厚生年金の併給老令年金が併給される場合、減額

調整がなされるよう整備すること
④産業医の活用
保険給付に関する認定等に際し、産業医の活用を図るよう検討すること

詳細は不明だが、これらの中でも総評等は「職場復帰、被災者の雇用対策の法的確立」の実現を強く要求している。
今まで労災保険法の改悪は、昭和四八年に出された関西経営者協会の要望にそつてなされてきた。五一年の傷病補償年金、五五年の民事損害賠償との調整と並んで、使用者の不服申立ての創設も要望の一つに含まれており、六〇年改正に向けての焦点としても浮び上つている。

私達も、今まで数度にわたり法改悪を許してきた苦い経験をふまえ、労災保険基本懇の今後の論議に注目していく必要がある。

植田マンガン訴訟の勝利をふまえ マンガン中毒被災者の発見、組織化を!

(医) 南労会松浦診療所 松浦良和

植田マンガン労災訴訟は、提訴以来六年目にして、企業責任のみならず、限定付きではあるが国(労働省)の行政責任をはつきりと認め、原告のほぼ全般的な勝訴となつた。とりわけ今回の判決が、國(労働省)の行政責任を明確に認めたことは、今後の労災職業病闘争の前進にも、大きく寄与する、画期的なものである。

以下、三八年健診において、宮路氏と堀田氏がマンガン中毒の疑いが極めて濃いとされた健診結果を、本人達には一切知らせず、もちろん、その後の精密検査も受けさせることなく放置し続けてきた。また、職場改善を一切さぼり続け、粉じん発生は生産量の増加と共にひどくなる一方であった。

昭和三十三年、森川松太郎氏が歩けず口もきけない重症のマンガン中毒と診断されても、植田文次は一年間も労災申請手続きさえ行なわず放置し、たまりかねた妻のヤスエさんの身をとした抗議により、しぶしぶ手続きを行つた。それのみならず、

行政責任を回う

黒工場

植田マンガンは地域の人々から「黒工場」と呼ばれる程、周辺にまつ黒なマンガン粉じんをまき散らし続けてきたマンガン精練工場であるが、植田文次社長の労働者を虫けらの様にこき使つてきた腹黒さは、この粉

植田は、労災認定後も、「木から落ちた」とか「梅毒だ」とかの根も葉もないデマを吹聴し、そのため松太郎氏を再三自殺をはかるところまで追いつめ、苦しめ抜いてきた。また、他の労働者には、「マンガンは薬だ」とだまし続けてきた。更に、昭和三八年に、大阪労基局の行った、大阪府下マンガン取扱事業所一齊健診(

大阪労基局は、前述の三八年健診を実施し、植田二名、辻中鉱業二名計四名のマンガン中毒患者を発見し、「要精査」と判定を下しておきながら、何らの精密検診も実施せず、また、企業に対しても、職場環境改善に關する行政指導を全くおざなりに

しかやつて来なかつた。その結果、この四名は十年後の今日、ことごとく重症のマンガン中毒患者となり、加えてその他の多くのマンガン中毒患者の発生を防ぎえなかつた。

今回の判決では、労働行政が①マンガン中毒症のさし迫つた危険を知り得て、かつ②その権限の行使が社会的に容認され、③その権限行使により容易に中毒の発生が防ぎえるのに③その権限を行使しなかつた、場合に、行政の不作為に關する法的責任が発生するとの判断を下している。そして、その時期は昭和四三年に守口労基署が行つた衛生管理特別指導の不備と権限の不行使の時期にあると判定している。この四三年以降に限定した判決については、問題を残してはいるものの、国が一貫して主張してきた「行政指導をするかしないかは、行政の自由裁量権に属する」との主張をくつがえし、「労働者の生命と健康に切迫した危険が認められる場合には、行政指導を行なわないことは自由裁量権に属する」

のではなく、行使しないことによつて法的責任が生じるとした今回の判決のもつ意味は極めて重大である。
労働行政に対する闘いの前進を
従来、国（労働省）は、監督行政を行つても監督官の人員不足などを理由に、企業に対する厳しい行政指導を一貫してさぼり続けてきたが、その法的根拠をなすのは、この行政の自由裁量権であつた。企業の労基法違反のため労災職業病発生の危険が切迫していても、労基署は強力を行政指導（操業停止処分など）を行なわず、一片の通告書のみで事足りとしてきたのが実態であつた。今回の判決は、このような行政の怠慢

一方国は、今回の判決を不服として控訴を行つたが、今後は国のみを相手に高裁での闘いを続けなければならぬ。原告達は高令に達しておらず、加えて体の自由をうばわれている身での長期の裁判闘争は極めて厳しいものであるけれども、森川夫妻を初め原告の方々の闘志は一層燃え上つており、必ずや勝利するものと確信している。
裁判闘争を支えた直接交渉
今回の裁判闘争をふり返つてみると、裁判以外での闘争－企業主植田に対する直接交渉と、労基署、労基局に対する行政闘争の果した役割の大きさが改めて注目される。

裁判の場では、国は原告側の要求した書類について、保存期間が過ぎたとしてことごとく提出拒否を行つてきた。しかし、これらの書類は植田や労基局交渉の中で獲得してきたものが原告の手中にあつたため、結

労職研運動

京大・阪大労災職業病研究会

労働者と共に歩む医療活動の九年間

¥ 1500

手料 300円

(冊数に関わらず)

局は國も隠しあおすことができず、しぶしぶ提出せざるを得ないところに追いかむことができたのである。これらの書類が國の責任追及のきめ手となつたのは言うまでもない。

今後のマンガン闘争

への拡大

植田マンガン闘争がその他のマンガン中毒闘争の拡大発展に果した役割は極めて大きい。

植田闘争を契機に、京都府から滋賀県にまたがるマンガン鉱山の元労働者の中にも、中毒患者潜在の可能性があるとの訴えが持ちこまれ自主健診を実施した結果三名の患者が発見され、京滋じん肺患者同盟の要求

により、京都労基局による一斉調査の実施につながつていった。また、大阪の辻中鉱業所でも植田マンガン闘争を知つた退職労働者の努力によ

り、次々と四名の中毒患者が発見され、内一名は三八年健診での異常者であった。更には、この辻中鉱業所の愛媛県下のマンガン鉱山においても、自主健診の希望がよせられ、新居浜医生協、岡大、四国勤労病院

南労会の四者での共同健診団による自主健診を実施し、六名の中毒が疑われる患者が発見された。あるいは、大阪の名村造船所では、マンガン中毒の存在を知つた全港湾建設文部組合員の手で、溶接ヒュームを吸入して働いていた本工安田氏のパーキンソン症状を発見し、私達の所に紹介され、一年余にわたる調査と労基

により、京都労基局による一斉調査の実施につながつていった。また、大阪の辻中鉱業所でも植田マンガン闘争を知つた退職労働者の努力によ

り、次々と四名の中毒患者が発見され、内一名は三八年健診での異常者であった。更には、この辻中鉱業所の愛媛県下のマンガン鉱山においても、自主健診の希望がよせられ、新居浜医生協、岡大、四国勤労病院

南労会の四者での共同健診団による自主健診を実施し、六名の中毒が疑われる患者が発見された。あるいは、大阪の名村造船所では、マンガン中毒の存在を知つた全港湾建設文部組合員の手で、溶接ヒュームを吸入して働いていた本工安田氏のパーキンソン症状を発見し、私達の所に紹介され、一年余にわたる調査と労基

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

〔関西労災職業病〕

10月号（通巻102号）昭和57年10月20日号

（毎月一回20日発行）

現場から生まれた学習・情報誌

現場から

大阪

職場の安全性を考える (第8回)

関西労災職業病

購読料

1部 2000円
2部 3000円
3部 4000円
4部 5000円
(以上送料込)
5部以上は送料当方負担
1部 ¥100

購読希望者を御紹介下さい

三ヶ月の試読可

1部
¥100

■ 表紙写真：関西労災職業病100号発刊記念祝賀会(9月24日)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28